

経済産業省

平成 14・08・12 原院第 3 号

平成 14 年 8 月 21 日

共同受電の場合における電気主任技術者の選任等に関する事務処理要領（内規）について

経済産業省原子力安全・保安院

共同受電の場合における電気主任技術者の選任等に関する事務処理要領（内規）について、以下のとおり定める。

経済産業省

平成 14・08・12 原院第 3 号

平成 14 年 8 月 21 日

共同受電の場合における電気主任技術者の選任等に関する事務処理要領（内規）について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-234c-02-14

原子力安全・保安院は、共同受電の場合における電気主任技術者の選任等に関する事務処理要領（内規）について、経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局に対し、別添のとおり通知することとする。

経済産業省

官 印 省 略
平成 14・08・12 原院第 3 号
平成 14 年 8 月 21 日

別記 殿

経済産業省原子力安全・保安院長

共同受電の場合における電気主任技術者の選任等に関する事務処理要領（内規）について

共同受電の場合における電気主任技術者の選任等に関する事務処理要領（内規）について、原子力安全・保安院は、別紙（NISA-234c-02-14）のとおり経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局に対して通知することいたしました。

つきましては、貴局に対しても別紙の内容についてお知らせいたします。

別記

北海道經濟産業局長

東北經濟産業局長

関東經濟産業局長

中部經濟産業局長

中部經濟産業局電力・ガス事業北陸支局長


近畿經濟産業局長

中国經濟産業局長

四国經濟産業局長

九州經濟産業局長

内閣府沖縄総合事務局長



官印省略

共同受電の場合における電気主任技術者の選任等に関する事務処理要領（内規）

共同受電の場合において、以下の（１）から（３）の条件を満たす場合には、複数の事業場を一つの事業場とみなして、電気主任技術者の選任及び届出並びに保安規程の作成及び届出をできることとする。

- （１）それぞれの事業場が近接していること。
- （２）それぞれの事業場を設置する者が、同一の資本系列に属していること、又は相互に電気設備上若しくは製造工程上密接な協力関係にあること。
- （３）それぞれの事業場を設置する者相互の契約行為等により複数の事業場を同一の組織が維持・管理し、当該複数の事業場の保安の責任を一括して負っていること。